

深浦町人事行政の運営等の状況を公表します

深浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、令和8年4月1日における深浦町人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

深浦町人事行政の運営状況の概要

1 任用の状況

(1) 定数

① 職員数の状況

令和8年4月1日における部門別職員数の状況及び前年度からの主な増減理由については、次のとおりです。

区分 部門		職員数		対前年 増減 数	主な増減理由
		令和7年	令和8年		
一般 行政 部門	議 会	3	3	0	
	総 務	38	38	0	
	税 務	8	8	0	
	民 生	9	11	2	業務量拡大による増
	衛 生	3	2	△1	再任用配置による減
	労 働	1	1	0	
	農林水産	14	13	△1	配置見直しによる減
	商 工	8	9	1	配置見直しによる増
	土 木	8	8	0	
	小 計	92	93	1	[参考：類似団体の職員数（修正値）97]
特別 行政 部門	教 育	13	13	0	
	小 計	13	13	0	[参考：類似団体の職員数（修正値）16]
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	10	10	0	
	水 道	6	5	△1	配置見直しによる減
	下 水 道	3	3	0	
	そ の 他	20	20	0	
	小 計	39	38	△1	
合 計		144	144	0	

※ 職員数に、つがる西北五広域連合派遣1人、消防事務組合出向5人、衛生処理組合出向1人及び再任用者13人は含まない。

② 定員適正化計画の状況

行政需要の範囲、内容及び手法について、検証、見直しを加え、事務事業の整理、組織の合理化、指定管理者制度や民間委託等の推進を図りながら、将来的な職員の年齢構成バランスに配慮しつつ、定員の適正化を進めることとしています。

(2) 採用

令和8年4月1日現在

区 分		町長部局等
採用者数		2
内 訳	試験採用	2
	選考	0

(3) 退職

① 退職者の状況

職員の退職には、定年に達した職員が退職する定年退職と、それ以外の退職（本人の自発的な意志に基づき退職する普通退職や定年前15年以内で勤続年数が20年以上の者が早期退職希望者の募集に自発的に応募し、認定を受け退職する早期退職）があります。

令和8年4月1日現在

区 分		町長部局等
退職者数		3
内 訳	定年退職者	0
	普通退職者等	2
	早期退職者	1

② 再任用の状況

高齢者が長年培った知識・経験を活用するとともに、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えていくことを目的とする定年退職した職員を再雇用する再任用制度による任用は、令和7年度末の任期満了者ではなく、定年前任用へ1人応募があり、令和8年4月1日付けで13人です。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 給与

① 給与の定め方

職員の給与は、国の人事院勧告並びに青森県人事委員会の勧告を基本に、他の地方公共団体との均衡に配慮しながら、町議会の審議を経て条例で定められています。

② 給与のあらまし

令和8年4月1日における給与の状況については、次のとおりです。

ア 人件費の状況（令和 7 年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 （令和 7 年度末）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A
6,472 人	7,866,630 千円	151,554 千円	1,160,910 千円	14.7%

イ 平均給料、平均給与及び平均年齢の状況

区分	平均給料月額（円）	平均給与月額（円）	平均年齢
一般行政職	334,600 円	363,300 円	44.4 歳
技能労務職	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし

ウ 初任給の状況

区分		初任給	2 年後の給料
一般行政職	大学卒	237,600 円	244,800 円
	高校卒	206,700 円	218,200 円
技能労務職	高校卒	採用なし	採用なし
	中学卒	採用なし	採用なし
教 育 職	大学卒	採用なし	採用なし
	高校卒	採用なし	採用なし
看護保健職	大学卒	272,200 円	278,800 円
	短大卒	266,900 円	273,000 円

エ 経験年数別平均給料の状況

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	273,200 円	300,900 円	392,400 円
	高校卒	266,100 円	301,600 円	341,400 円

(2) 勤務時間の状況

令和 8 年 4 月 1 日における職員の通常の勤務時間は、次のとおりです。

開始時刻	終了時刻	休憩時間	勤務時間
8:15	17:00	12:00～13:00	7 時間 45 分

(3) 休 暇

職員の休暇には、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇がありますが、それらの取得状況については、次のとおりです。

① 年次休暇の取得状況

(R7. 1. 1～R7. 12. 31)

総付与日数A	総取得日数B	対象職員数C	平均取得日数 B／C	消化率 B／A
5,411 日	1,987 日	143 人	13.90 日	36.72%

- ・対象職員には、派遣職員、期間中に育児休業又は休職をした職員は含みません。
- ・取得は1日または1時間単位。7時間45分を1日に換算し、1時間未満は1時間として計算しています。

② 病気休暇の取得状況

(R7. 1. 1～R7. 12. 31)

取得者実人数	取得実績（延べ）	
	日数	時間数
46 人	333 日	31 時間

③ 特別休暇の取得状況

(R7. 1. 1～R7. 12. 31)

種 類	付与日数 (概要)	取得者 実人数 (人)	取得実績（延べ）	
			日数（日）	時間数 (時間)
選挙等休暇	必要と認められる期間	—	—	—
証人等休暇	必要と認められる期間	—	—	—
骨髄移植休暇	必要と認められる期間	—	—	—
ボランティア休暇	5 日以内	—	—	—
結婚休暇	連続する 5 日以内	3	10	0
産前休暇	8 週間（多胎妊娠は 14 週間）以内で申し出た期間	3	99	0
産後休暇	8 週間まで	—	—	—
育児時間休暇	1 日 2 回、各 30 分以内	2	0	154
配偶者出産休暇	2 日以内	—	—	—
服忌休暇	1 日～連続 10 日	18	60	8
育児参加休暇	5 日以内	—	—	—
子の看護休暇	5 日以内	19	50	148
短期介護休暇	5 日以内 (要介護者 2 人以上の場合 10 日以内)	8	27	4
不妊治療休暇	6 日以内	—	—	—
祭日休暇	1 日以内	—	—	—
夏季休暇	5 日以内	142	702	0
現住居の 滅失等休暇	7 日以内	—	—	—

出勤困難休暇	必要と認められる期間	—	—	—
退勤途上の 危険回避休暇	必要と認められる期間	—	—	—

④ 介護休暇の取得状況

令和7年度において、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするための休暇取得者はなかった。

3 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況 (令和7年度)

種 類	処分の内容	処分者数(人)
免 職	職員の意に反してその職を失わせる処分	0
降 任	現に有している職より下位の職に任命する処分	0
休 職	職を保有させたまま一定期間職務に従事させない処分	1
降 給	現在の給料の額より低い額の給料に決定する処分	0

(2) 懲戒処分の状況 (令和7年度)

種 類	処分の内容	処分者数(人)
免 職	制裁として、職員の意に反してその職を失わせる処分	0
停 職	制裁として、一定期間職務に従事させない処分	0
減 給	一定期間、給料の一定割合を減額して支給する処分	2
戒 告	規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分	0

4 服務の状況

(1) 職務専念義務の免除を認めている例の概要

地方公務員法第35条の規定により、職員は職務に専念する義務を有していますが、当該義務が免除される場合（職専免）として、次の場合があります。

職専免が認められる場合	
I	法律に特別な定めがある場合 (例) 地方公務員法（以下「法」という。）第55条第8項に規定された適法な交渉
II	条例に特別な定めがある場合
1	研修を受ける場合
2	厚生に関する計画の実施に参加する場合
3	上記のほか、任命権者が定める場合
(1)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により、交通を遮断され、又は制限された場合
(2)	特別職として職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
(3)	町行政の運営上、特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合
(4)	休職その他これに類するものとしての勤務しないことについて特に認める場

合
(5) 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
(6) 妊娠中の女性職員について、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間
(7) 妊娠中の女性職員について、その通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で、それぞれ必要と認められる期間
(8) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間
(9) 上記のほか、任命権者が特に認める場合
ア 職員の間ドック受診の場合
イ 非常勤の消防団員として町内の消防団活動に従事する場合

(2) 営利企業等の従事制限の許可基準及び許可状況

職員が営利企業等に従事する場合には、地方公務員法第38条の規定に基づき任命権者の許可を得る必要がありますが、その場合の許可基準は、深浦町職員の営利企業等の従事制限に関する規則で次のとおり定められています。

(1) 職務の遂行に支障がないこと。
(2) その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

また、令和7年度中の許可状況については、次のとおりです。

区分	延べ人数(人)	主な従事内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の役員、顧問、評議員その他これらに準ずる地位を兼ねる場合	—	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	5	農業、漁業、食品加工
報酬を得て他の事業又は事務に従事する場合	115	消防団員、職員組合、猟友会員、自治会役員、競技審判員、講師、統計調査員 等

5 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のために行う研修（職場研修、自己啓発、派遣研修等を除く。）として、令和7年度に実施した内容については、次のとおりです。

【自治研修所長が行った研修（各任命権者共通）】

区分	研修名	対象者	修了者数 (人)
基本 研修	新採用者前期研修	新たに採用された職員	3
	新採用者後期研修	新採用者前期研修修了者	3
	主事・技師研修	主事・技師等の職にある職員で、採用から所定の年数を経過した者	0
	主査研修	主査（係長級）に昇任した職員	5
	主査第2部研修	係長級に昇任後3年の年数を経過した者	0
	主幹研修	係長又は係長相当職に昇任後、7年を経過した者	0
	管理者入門研修	課長補佐級に昇任した職員	4
	市町村課長級研修	課長級に昇任した職員	3
	キャリアシフト研修	前年度60歳に到達した職員	4
小 計			22
選択 研修	議会对応力向上研修	係長又は係長相当職以上	1
	協働力向上研修～合意形成の 会話術	主事・技師級～副参事級	1
	伝わるプレゼンテーション研 修	主事・技師級～総括主幹級	1
	独創力の鍛え方・コンセプト の作り方研修	主事・技師級～主幹級	1
	タイムマネジメント研修	主事・技師級～総括主幹級	1
小 計			5
合 計			27

【庁内研修】

研修名	対象者	修了者数（人）
接遇マナー研修（前期）	全職員	124
接遇マナー研修（後期）	全職員	120
合 計		244

【他市町村との合同研修】

研修名	対象者	修了者数（人）
五所川原圏域新採用職員条件付採用 期間満了研修	令和7年度新採用職員	3
五所川原圏域接遇改善・クレーム対 応研修	中堅職員	2
五所川原圏域メンタルヘルス研修 （五所川原市・中泊町共催）	係長級職員	3
五所川原圏域メンタルヘルス研修 （つがる市・鶴田町共催）	五所川原圏域構成市町村職員	2
五所川原圏域メンタルヘルス研修 （鰯ヶ沢町・深浦町共催）	管理職員	12
合 計		22

【他研修期間における研修】

研修機関名	研修名	修了者数 （人）
一般財団法人全国建設研修センター	土木工事積算	2
合 計		2

(2) 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法では、職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないこととされています。

職員の昇任、昇格、配置などを適切に行い、職員の能力や業績などをより適切に評価するため、人事評価制度を導入しています。

6 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況

職員に対する令和7年度の定期健康診断の実施状況については、次のとおりです。

検診の種類	検査項目	受診者数	備 考
職員総合検診	胸部エックス線検査	79 人	人間ドック受診者を除く。
	尿検	100 人	
	血圧	100 人	
	心電図	100 人	
人間ドック	1 日ドック	81 人	
	脳ドック	38 人	

(2) 公務災害及び通勤災害の発生状況

令和7年度における公務災害及び通勤災害の発生状況は下記のとおりです。

災害区分	件 数
公務災害	2 件
通勤災害	0 件
計	2 件